

◎令和7年度(令和6年分)給与支払報告書(個人別明細書)の記入方法

7

「有」欄・・・主たる給与等の支払者が、自己が支払う給与等から配偶者控除をした場合には「○」と記載します。  
 「従有」欄・・・従たる給与等の支払者が、自己が支払う給与等から配偶者控除をした場合には「○」と記載します。  
 「老人」欄・・・配偶者控除の対象となる配偶者が老人控除対象配偶者である場合には「○」と記載します。

新旧の生命保険料、介護医療保険料、新旧の個人年金保険料それぞれの支払金額を必ず記入してください。住民税の生命保険料控除額算出の際に必要となりますので、忘れずに記載してください。

年末調整の際に住宅借入金等特別控除の適用がある場合、当該控除の適用数を記載します。なお、適用数が3以上のときには、摘要の欄に住宅借入金等特別控除区分、居住開始年月日及び住宅借入金等年末残高を記載します。

控除対象配偶者の氏名・個人番号を記載してください。また、控除対象配偶者が非居住者である場合には、区分の欄に「○」と記載します。

扶養控除の対象となる扶養親族の氏名・個人番号を記載してください。また、控除対象扶養親族が非居住者である場合には、区分の欄に「○」と記載します。

※避難により現況が同居していない場合は非同居になります。

給与支払報告書(個人別明細書)										※種別		※整理番号	
支払を受ける者		住所 令和7年1月1日現在、住民登録をしている住所を記入してください。 <b>浪江町に住民票を残したまま避難した方は浪江町の住所を記載してください。</b>								受給者番号 個人番号		1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2	
種別		支払金額		給与所得控除後の金額		所得控除の合計額		源泉徴収税額					
		6 000 000		4 260 000		3 502 289		0					
控除対象配偶者		配偶者特別控除の額		控除対象扶養親族の数(配偶者を除く)		16歳未満扶養親族の数		障害者の数		非居住者である親族の数			
有 従有				特定 老人 その他		扶養親族 特別 その他		特別 その他		特別 その他			
○				1 1 1 4		5 1 2 1 2							
社会保険料等の金額		生命保険料の控除額		地震保険料の控除額		住宅借入金特別控除の額							
455 789		120 000		46 500		37 850							
(摘要) (1)浪江光五郎 (2)浪江光六郎(非居住者) (3)浪江年子(年少) 前職:令和6年3月31日退職 ○○株式会社 支払金額900,000円 社会保険料100,000円 徴収税額30,000円													
生命保険料の内訳		新生命保険料の金額		旧生命保険料の金額		介護医療保険料の金額		新個人年金の金額		旧個人年金の金額			
		35,000		42,000		95,000		52,000		52,000			
住宅借入金等特別控除の内訳		住宅借入金等特別控除適用数		居住開始年月日(1回目)		住宅借入金等特別控除区分(1回目)		住宅借入金等年末残高(1回目)		住宅借入金等特別控除の内訳			
		2		24年1月10日		住		11,500,000		住宅借入金等特別控除の内訳			
		205,000		30年8月20日		増(特)		9,000,000					
控除対象配偶者		フリガナ		氏名		個人番号		配偶者の合計所得		国民年金保険料等の金額		旧長期損害保険料の金額	
		ナミエ ハナコ		浪江 花子		0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 2							
控除対象扶養親族		フリガナ		氏名		個人番号		16歳未満の扶養親族		5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号			
1		ナミエ コウイチロウ		浪江 光一郎		0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 3		○					
2		ナミエ コウジロウ		浪江 光次郎		0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 4							
3		ナミエ コウサブロウ		浪江 光三郎		0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 5							
4		ナミエ コウシロウ		浪江 光四郎		0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 6							
未成年者		死亡退職		本人が障害者		中途就・退職		受給者生年月日					
				特別 その他		就職 退職 年 月 日		元号 年 月 日					
						6 4 1 平成 2 10 15							
支払者		個人番号又は法人番号		住所(居所)又は所在地		氏名又は名称							
		0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2		福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字六反田〇〇番地		〇×△◇株式会社							
						(電話) 0240-34-〇〇〇〇							

給与の支払を受ける方の個人番号を記載してください。

個人特定のために重要ですので、住所・フリガナは必ず記載してください。

配偶者控除の対象となる配偶者、配偶者特別控除の対象となる配偶者、扶養控除の対象となる扶養親族及び16歳未満の扶養親族のうち、非居住者の方がいる場合には、その人数を記載してください。

控除対象扶養親族または16歳未満の扶養親族が5人以上いる場合、5人目以降の控除対象扶養親族または16歳未満の扶養親族氏名を記載します。この場合、氏名の前には括弧書きの数字を付し、マイナンバーとの対応関係が分かるようにして下さい。16歳未満の扶養親族である場合には、氏名の後に(年少)と記載します。  
 前職分の支払額を含めて年末調整した場合は、必ず前職の退職年月日、会社名、支払金額、社会保険料、源泉徴収税額を記載してください。

居住開始年月日を記入してください。記入がない場合正しく適用できません。

適用を受けている住宅借入金等特別控除の区分を次のように記載します。

- 住・・・一般の住宅借入金等特別控除の場合(増改築を含みます。)
- 認・・・認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の場合
- 増・・・特定増改築等住宅借入金等特別控除の場合
- 震・・・東日本大震災に関する住宅借入金等特別控除の特例の適用を受ける場合

また、当該住宅の取得や増改築が特定取得に該当する場合は、「(特)」を付記します。

16歳未満の扶養親族の氏名・個人番号を記載してください。また、16歳未満の扶養親族が非居住者である場合には、区分の欄に「○」と記載します。

合計所得金額が100万円超の方で同一生計配偶者がいる場合は必ず摘要欄に記載してください。(記載例:非控除対象配偶者有 氏名)

支払をする方の個人番号又は法人番号を記載します。

個人特定のために重要ですので、受給者生年月日は必ず記載してください。

給与支払報告書の記載方法について、詳しくは国税庁のホームページの「令和6年分給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」をご覧ください。(https://www.nta.go.jp/publication/pamph/hotei/tebiki2024/index.htm)